

## 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案要綱

### 一 趣旨

(第一条関係)

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）による災害が大規模かつ長期間にわたる未曾有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること、これらの者に対する特定原子力損害の賠償の支払に時間を要すること等の特別の事情があることに鑑み、当該被害に係る対策に関し国が果たすべき役割を踏まえ、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、平成二十三年原子力事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

### 二 定義

(第二条関係)

この法律において「特定原子力損害」とは、平成二十三年原子力事故による損害であって原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいうこと。

### 三 仮払金の支払

(第三条及び第四条関係)

- 1 国は、この法律の定めるところにより、特定原子力損害であって政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原子力損害を填補するためのものとして、仮払金を支払うものとする。
- 2 仮払金の額は、その者が受けた1の特定原子力損害につき、当該者が提出した政令で定める資料に基づき、政令で定める簡易な方法により算定した当該特定原子力損害の概算額に十分の五を下らない政令で定める割合を乗じて得た額とするものとする。ただし、当該者が当該資料を提出することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、当該者が居住する地域又は事業を営む地域、当該特定原子力損害の種類等の事情に基づいて推計した当該特定原子力損害の額に当該割合を乗じて得た額とするものとする。
- 3 1及び2の政令は、原子力損害賠償紛争審査会が定める特定原子力損害の賠償に係る原子力損害の賠償に関する法律第十八条第二項第二号の指針に定められた事項に基づき、かつ、特定原子力損害を受けた者の早期の救済に資するものとなるように定めるものとする。

### 四 支払手続

(第五条から第八条まで及び第十六条関係)

- 1 仮払金の支払を受けようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣にこれを請求しなければならないものとする。
- 2 地方公共団体及び農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を構成員とする団体は、1の請求を行う者の便宜を図るため、当該請求を行うに当たって必要となる書類の作成等について、必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、仮払金の支払を迅速に行うため必要があると認めるときは、地方公共団体、当該原子力事業者その他公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。
- 4 仮払金の支払に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができるものとする。
- 5 文部科学大臣又は4により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、政令で定めるところにより、仮払金の支払に関する事務の一部（支払の決定を除く。）を、その事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に委託することができるものとする。

- 6 農業協同組合、漁業協同組合その他の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、5による事務の委託を受け、当該事務を行うことができるものとする。
- 7 5による事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その違反に対する罰則を設けること。
- 8 都道府県知事が4により仮払金の支払に関する事務の一部を行い、又は5によりその委託を行う場合においては、国は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該事務の処理及び委託に要する費用の全部を負担するものとする。
- 9 8の場合においては、国は、8に定めるもののほか、当該都道府県に対し、その円滑な実施を図るために必要な支援その他の措置を講ずるものとする。
- 10 関係行政機関の長は、仮払金の支払に関し、文部科学大臣、4により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事又は5による事務の委託を受けた者に協力するものとする。

## 五 損害賠償との調整及び代位等

(第九条から第十三条まで関係)

- 1 三の1の特定原子力損害を受けた者が当該特定原子力損害の賠償（これに相当する金銭の支払として政令で定めるものを含む。）を受けたときは、その価額の限度において、仮払金を支払わないものとする事。
- 2 国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得するものとする事。
- 3 2の場合において、国は、速やかに当該損害賠償請求権を行使するものとする事。
- 4 仮払金の支払を受けた者は、その者に係る特定原子力損害の賠償の額が確定した場合において、その額が仮払金の額に満たないときは、その差額を返還しなければならないものとする事。
- 5 仮払金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする事。
- 6 国及び地方公共団体は、特定原子力損害を受けた者の置かれている状況に配慮し、その支払を受けた仮払金について必要な税制上の措置を講じなければならないものとする事。
- 7 その他所要の規定（不正利得の徴収等）を整備するものとする事。

## 六 原子力被害応急対策基金

(第十四条関係)

- 1 地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法又は関係法令の規定に基づいて地方公共団体が行う応急の対策に関する事業及び特別会計に関する法律第八十五条第四項の財政上の措置の対象となり得る地方公共団体の事業（その区域内の経済社会若しくは住民の生活への平成二十三年原子力事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う応急の対策に関する事業に限る。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法第二百四十一条の基金として、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができるものとする。
- 2 1は、地方公共団体がその経費を原子力被害応急対策基金から支弁して特定原子力損害に係る措置を講じた場合において、国が当該原子力事業者に対して、1により補助した額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではないこと。
- 3 国は、1の運用に当たっては、関係地方公共団体の意見に配慮するものとする。

## 七 政令への委任

(第十五条関係)

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

## 八 施行期日等

(附則関係)

- 1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。
- 2 三の1は、三の1の特定原子力損害を受けた者であってこの法律の施行前に死亡し、又は合併若しくは分割の対象となったものについても適用すること。
- 3 国は、仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に要する費用の財源の確保に資するため、国の資産、剰余金及び積立金の活用、歳出の見直しその他の措置に努めるものとする。
- 4 原子力損害の賠償に関する制度については、原子力損害を受けた者の早期の救済に資するものとなるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。